

羽生市の給与・定員管理について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

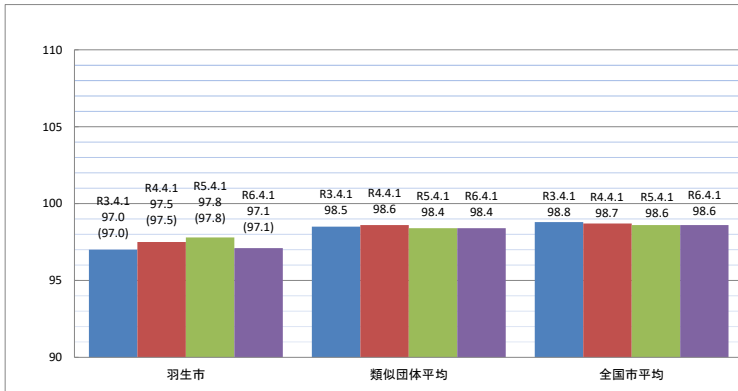
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額		人件費		人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
		A	実質収支	B			
令和5年度	人 53,855	千円 21,603,438	千円 1,816,195	千円 3,456,658	16.0	%	% 16.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 379	千円 1,301,645	千円 336,731	千円 552,821	千円 2,191,197	千円 5,782	千円 5,922

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスバイレ指数の状況



- (注) 1 ラスバイレ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスバイレ指数を指す。地域手当補正後ラスバイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスバイレ指数。（補正前のラスバイレ指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率)）により算出。  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスバイレ指数を単純平均したものである。  
 4 ラスバイレ指数（地域手当補正後ラスバイレ指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため記載なし。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激減緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

（支給割合）国基準6%に対し、羽生市においても6%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は2%、

給与改定後は平成27年4月に遡及し4%を支給、平成28年4月1日から6%を支給。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和6年4月1日現在)

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
羽生市	39.2 歳	302,900 円	372,632 円	344,817 円
埼玉県	41.8 歳	319,425 円	411,863 円	367,476 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.8 歳	316,920 円	385,423 円	350,499 円

### ②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A) 平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)		
羽生市	55.3 歳	5 人	355,600 円	407,080 円	388,120 円	—	—	—	
うち清掃職員	55.3 歳	4 人	353,600 円	412,500 円	388,800 円	商業物販理業(男女)	47.7 歳	314,900 円	1.31
埼玉県	54.9 歳	139 人	322,835 円	378,075 円	358,877 円	—	—	—	
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	
類似団体	52.0 歳	20 人	300,573 円	331,686 円	314,882 円	—	—	—	

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
	羽生市	—	—
うち清掃職員	6,741,000 円	4,376,300 円	1.54

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3年～令和5年の3ヵ年平均)。

※技能労務職の種類と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤続手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	羽生市	埼玉県	国
一般行政職	225,600 円	205,579 円	196,200 円
	高校卒	194,500 円	173,584 円
			166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	277,900 円	366,600 円	391,900 円	405,300 円
	高校卒	250,300 円	—	334,100 円
				371,300 円

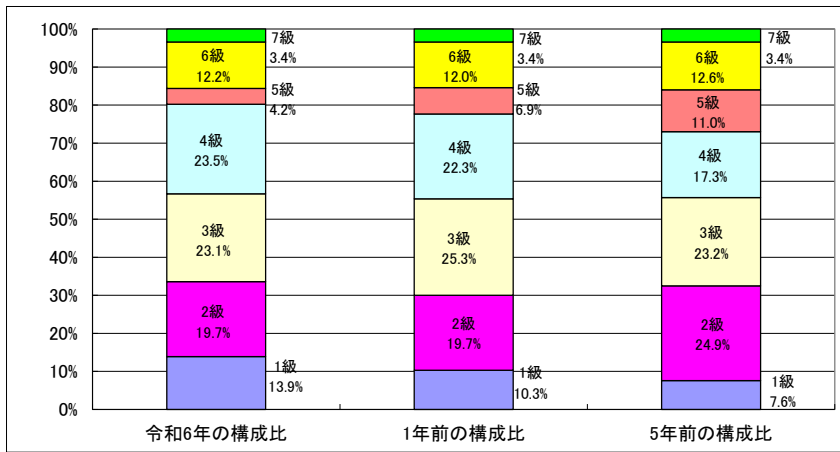
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和6年4月1日現在)

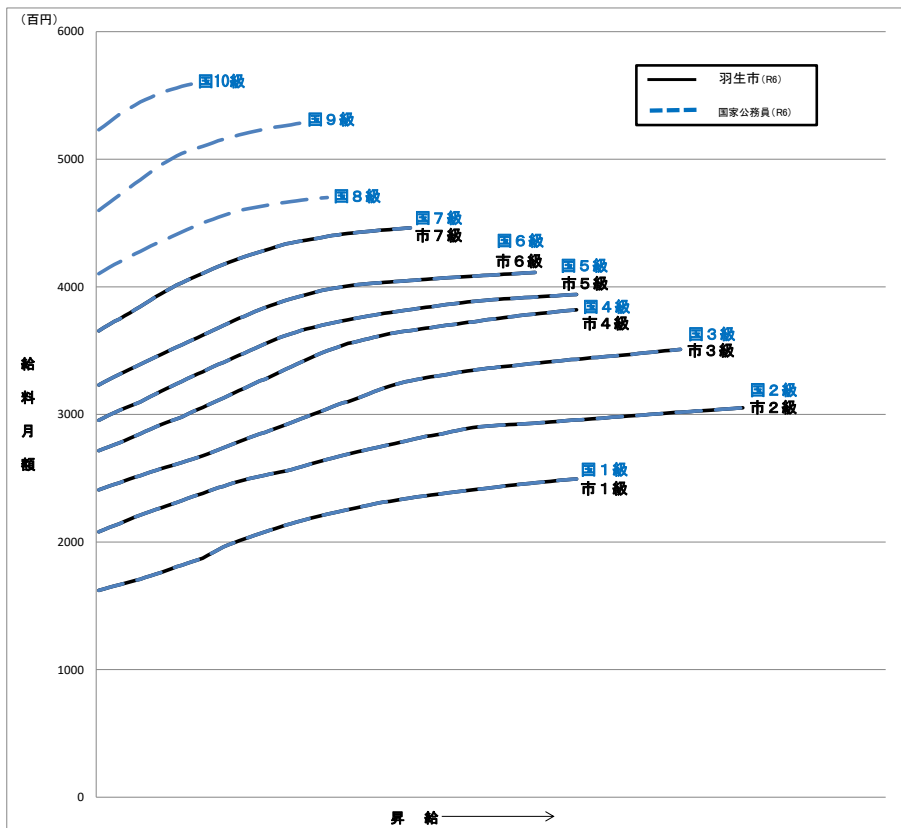
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補・技師補	33 人	13.9 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主事・技師	47 人	19.7 %	208,000 円	305,200 円
3 級	主任	55 人	23.1 %	240,900 円	351,000 円
4 級	係長・主査	56 人	23.5 %	271,600 円	382,000 円
5 級	課長補佐・副参事	10 人	4.2 %	295,400 円	394,000 円
6 級	課長・参事	29 人	12.2 %	323,100 円	411,300 円
7 級	部長・次長	8 人	3.4 %	365,500 円	446,200 円

(注) 1 羽生市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(-)) (令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

羽生市		埼玉県		国	
一人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,492 千円		一人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,707 千円		-	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ(一律)		○		
人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

羽生市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	1,511 千円	22,030 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

3 羽生市は、一部事務組合の埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、支給率はこの組合の条例で定められている。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		93,810 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		22,443 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
羽生市	6%	418	6%

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	4,465 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	60,338 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	17.7 %
手当の種類(手当数)	9 手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
消防業務手当	一般職	火災・救急・救助・水難に出勤し、従事したとき	1回300円
犬猫その他死体等処理作業手当	一般職	犬猫その他死体等処理作業に従事したとき	1件500円
災害対策業務手当	一般職	台風又は非常災害等の対策のために出勤したとき	1回500円
〃	一般職	現場にて作業に従事したとき	1回700円
その他の特殊勤務手当	一般職	臨時的又は緊急に特殊勤務手当を支給する必要があるとき	市長の定める額
班長手当	技能労務職	職員を取りまとめる班長の職にある職員	月額3,000円
清掃業務手当	技能労務職	ふん尿の汲み取り、運搬の作業に従事したとき	日額500円
〃	技能労務職	ふん尿の処理場における運転管理作業に従事したとき	日額500円
〃	技能労務職	ごみ、汚泥の処理、運搬の作業に従事したとき	日額400円
災害対策業務手当	技能労務職	台風又は非常災害等の対策のために出勤し、現場で作業をしたとき	1回700円
犬猫その他死体等処理作業手当	技能労務職	犬猫その他死体等処理作業に従事したとき	1件500円
行旅死亡人取扱業務手当	一般職	行旅死亡人取扱いに従事する職員	日額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	85,950 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	260 千円
支給実績（令和4年度決算）	82,475 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	257 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人あたり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者:6,500円 子:10,000円 配偶者・子以外の扶養親族:1人につき6,500円 満16歳の年度初から満22歳の年度末までの子に対する加算:1人につき5,000円	同じ	—	50,152 千円	262,576 円
住居手当	借家等居住者 一家費に応じて月額最高28,000円	同じ	—	19,818 千円	287,217 円
通勤手当	交通機関利用者 一運賃等相当額	同じ	—	22,203 千円	69,821 円
	交通用具利用者 一距離に応じた額	異なる	支給額等		
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 一部長80,000円他	異なる	支給額等	46,680 千円	530,455 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	905,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,053,000 円 / 686,000 円
	副市長	778,000 円	870,000 円 / 623,500 円
報酬	議長	449,000 円	629,000 円 / 376,900 円
	副議長	401,000 円	575,000 円 / 309,700 円
	議員	375,000 円	522,000 円 / 286,600 円
期末手当	市長	(令和5年度支給割合)	
	副市長	4.40	
	議長	(令和5年度支給割合)	
	副議長 議員	4.40	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×0.35×1.15	17,484,600 円 任期ごと
	議員	給料月額×在職月数×0.21×1.15	9,018,576 円 任期ごと
備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

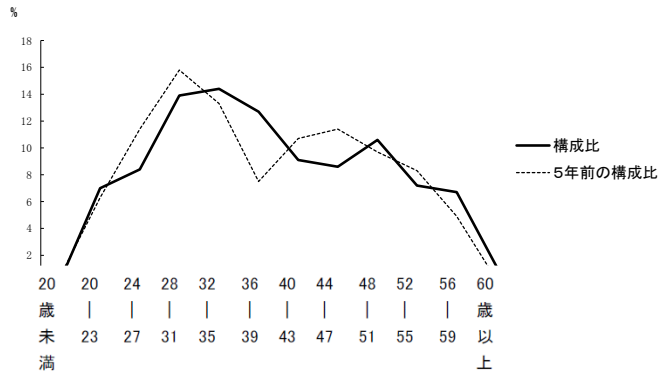
(各年4月1日現在)

		職員数		対前年 増減	主な増減理由	
		令和5年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	事務の見直しにより職員の適正配置によるもの
		総務	76	81	5	
		税務	25	25	0	
		労働	1	1	0	
		農林水産	14	14	0	
		商工	10	10	0	
		土木	33	34	1	
		民生	60	64	4	
		衛生	32	25	-7	
	計	255	258	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 47.99 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 59.84 人)	
	教育部門	42	42	0		
	消防部門	77	79	2		
	小計	374	379	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.50 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 77.94 人)	
公営企業等	水道	10	10	0		
	下水道	5	5	0		
	その他	23	23	0		
	小計	38	38	0		
合計	412 [ 502 ]	417 [ 502 ]	5 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.57 人		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1	29	35	58	60	53	38	36	44	30	28	5	417

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	255	255	251	251	255	258	3(1.2%)
教育	44	43	43	45	42	42	▲2(▲4.5%)
消防	79	78	78	79	77	79	-
普通会計 計	378	376	372	375	374	379	1(0.3%)
公営企業等会計 計	34	34	37	36	38	38	4(11.8%)
総合計	412	410	409	411	412	417	5(1.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。